

平成31年 第4回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：平成31年 4月25日（木）午前10時00分から午前11時35分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
小林教育長、榎本職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
岩原管理課長（兼給食センター所長）・辻川指導室長・山口管理課長補佐・
藤森社会教育課長・川井田社会教育課長補佐・山本給食センター副所長
- 4 会議録署名委員：金井委員
前回署名：榎本職務代理者
- 5 傍聴人 なし

議事日程

平成31年 4月25日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 3号	専決処分事項の報告について (教育財産の所管換について/4月1日付)
5	報告第 4号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について/4月1日付)
6	報告第 5号	専決処分事項の報告について (弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱について/4月1日付)
7	報告第 6号	専決処分事項の報告について (弟子屈町スポーツ振興助成規則の一部を改正する規則の制定について/4月11日付)
8	報告第 7号	専決処分事項の報告について (弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について/4月11日付)
9	議案第20号	弟子屈町立学校職員の自家用車公用使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
10	議案第21号	非常勤特別職の委嘱について
11	議案第22号	平成31年度弟子屈町奨学生の決定について

会議内容

【開 会】

岩原課長 :ただ今より、平成31年第4回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、小林教育長より、ごあいさつ申し上げます。

小林教育長:本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。
それでは、只今から、平成最後となります平成31年第4回定例教育委員会を、開会いたします。

なお、本日の会議では、菅原委員から、都合により、途中で退席したい旨の連絡がありましたので、よろしく申し上げます。

小林教育長:日程1、会議録署名委員の指名について

会議録署名委員の指名につきましては、順番では、菅原委員であります。本日途中で退席することですので、金井委員にお願いしたいと思います。

前回の定例委員会での会議録の承認につきましては、榎本職務代理者に、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか?

各委員 :はい。

小林教育長:それでは、そのように、取り計らいたと思います。

小林教育長:日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思います。これに、ご異議ございませんか?

各委員 :はい。

小林教育長:異議なしということで、会期は、本日1日限りといたします。

小林教育長:日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思ひます。

【行政報告件名】

3月25日 公設塾開設に伴う高台自治会説明

3月26日～4月1日 公民館ロビー展「公民館講座多夢窯陶芸教室」受講生作品展
公民館ロビー展「生きがい講座弟子屈学級摩周焼陶芸」受講生作品展

3月27日 平成30年度釧路教育研究所運営委員会
平成31年度小学校外国語活動巡回指導教員研修事業説明会
釧路教育局次長異動挨拶

3月28日 弟子屈町職員・弟子屈町教育委員会職員退職辞令交付式

3月29日 各小中学校教職員退職辞令交付式

3月30日 第5回弟子屈町ふまねっと交流会

4月1日 弟子屈町職員辞令交付式
「教育委員コラム」第23号発行

- 弟子屈町教育委員会事務局職員辞令交付式
弟子屈町教育委員会事務局定数外職員/臨時職員/嘱託職員辞令交付式
平成 31 年度第 1 回臨時弟子屈町校長会議
弟子屈町教職員辞令交付式
- 4 月 2 日 「星空の街・あおぞらの街」全国大会 in 弟子屈町実行委員会設立総会
- 4 月 3 日 平成 31 年度弟子屈町学校施設開放協議会
- 4 月 4 日 平成 31 年度弟子屈町サポート隊研修会
各小中学校期限付教職員辞令交付式
- 4 月 5 日～12 日 春の交通安全運動街頭啓発
平成 31 年度弟子屈町立各小中学校入学式
- 4 月 7 日 平成 31 年度釧路管内退職校長会定期総会・傘寿古希祝賀会・新会員歓迎会
- 4 月 8 日 平成 31 年度認定こども園開園式
平成 31 年度北海道弟子屈高等学校入学式、各種事業に関する保護者説明会
釧路管内町村教委連教育長部会役員協議
- 4 月 9 日 平成 31 年度第 1 回弟子屈町公立学校校長連携会議
平成 31 年度弟子屈町小中学校長教頭合同会議
平成 31 年度弟子屈町教育関係者合同歓迎会
- 4 月 10 日 弟子屈町民大学校生きがい講座川湯学級開講式
平成 31 年度弟子屈町ヒグマ対策協議会
平成 31 年度弟子屈町体育協会定期総会
- 4 月 10 日～11 日 平成 31 年度学校給食に係る事務処理担当者説明会
- 4 月 11 日 弟子屈町民大学校生きがい講座弟子屈学級開講式
平成 31 年度弟子屈町女性団体協議会総会
平成 31 年度弟子屈町教育研究所第 1 回所員会議
- 4 月 12 日 平成 31 年度第 1 回釧路管内市町村教育委員会教育長会議
平成 31 年度第 1 回釧路管内町村教育委員会連絡協議会教育長部会
第 13 教科用図書採択地区教育委員会協議会協議
平成 31 年度弟子屈町文化協会定期総会
- 4 月 13 日 公民館講座「IT活用講座」
- 4 月 15 日 平成 31 年度第 1 回弟子屈町公立学校教頭連携会議
- 4 月 16 日 平成 31 年度釧路管内公立小中学校等校長会議
平成 31 年度弟子屈町交通安全推進協議会定期総会
- 4 月 17 日 北海道教育大学釧路校新入生研修事業協議
弟子屈町議会文教厚生常任委員会
平成 31 年度第 1 回課長会議
- 4 月 18 日 平成 31 年度弟子屈町職員非常招集等訓練
平成 31 年度弟子屈町職員研修委員会
「公設塾」委託業者協議

- 4月19日 釧路校長会新役員訪問挨拶
平成31年度釧路管内スポーツ推進委員協議会第1回理事会評議委員会・功労者表彰選考委員会
平成31年度弟子屈高等学校「弟子屈探究」事前協議
平成31年度弟子屈町奨学審議会
- 4月20日 弟子屈小学校参観日
- 4月22日 釧路管内学校給食センター所長等会議
平成31年度釧路管内社会教育主事会総会
- 4月23日 平成31年度第1回弟子屈町学校給食センター全体会議

【質疑応答】

- 小林教育長：以上で、報告が長くなりましたけど、終わらせて頂きます。何か、ご質問があれば、お受けしたいと思います。
- 菅原委員：不登校が多いようですが、学校の先生が家庭訪問に行った際に、子どもにちゃんと会えているかどうかの確認だけお願いします。
- 小林教育長：辻川室長からお願いします。
- 辻川室長：長期欠席してる子には、必ず連絡等を行っています。今年に入って1月に千葉県野田市の虐待の件がありましたので、緊急に、長く欠席している家庭に、特に実際に家庭訪問をし、直接子どもに会うようなことになりました。
結論から申し上げますと、ここに上がっている全ての児童生徒と面談をしたり、直接会ったりすることができています。
- 菅原委員：では、親が止めて、会えていないことはないということですね。
- 辻川室長：はい。
- 小林教育長：よろしいでしょうか？あと、ほかにありましたらお願いします。特に入学式で感じたことなどあれば。
- 吉田委員：弟子屈中学校に行かせて頂きましたが、入学式は非常に落ち着いていました。
- 金井委員：美留和小学校では、転入生で女の子が来て、すごく明るくなりました。
- 小林教育長：ありがとうございます。
ほかにございませんか？なければ、以上で行政報告について、終わらせて頂きます。何か、ご意見や質疑がありましたら、その他のところでも、お聞かせ願いたいと思います。
それでは、次に移りたいと思います。
- 小林教育長：日程4、報告第3号「専決処分の報告について」を、議題と致します。
本件につきましては、4月1日付けの「教育財産の所管換」であります。事務局より、説明をお願いします。
- 川井田補佐：それでは、報告第3号、教育委員会を開催するいとまがないので専決処分とい

たしました「4月1日付教育財産の所管換について」をご説明申し上げます。
本件につきましては、先の第2回定例教育委員会においてご承認を頂きました
「弟子屈町保健体育施設条例及び同施行規則」の一部改正議案でご説明しまし
た通り、本年3月末をもって用途廃止とする町民テニス場の利活用について、
「庁内関係部署で協議し、方向性が決まり次第、所管換を行うもの」としたも
のでありますが、庁内協議の結果、テニス場跡地は普通財産としてまちづくり
政策課に所管換を行うこととなったことから、本年4月1日付けをもって教育
財産としての用途を廃止し、財産の所管換を行いましたので、ご報告をさせて
いただきます。

それでは、議案書の専決処分書のページをお開き願います。

下記の事項について、教育委員会を開催するいとまがないので専決処分する。

平成31年4月1日専決 弟子屈町教育委員会教育長 小林俊夫

教育財産の所管換について（専決第2号）

1. 所管換する財産

- (1) 土地 地番 弟子屈町桜丘2丁目97番1
地目 雑種地（弟子屈町民テニス場敷）
地積 28,182.00㎡
評価額 11,836,440円

2. 所管換事由 用途廃止

3. 所管換後 普通財産（弟子屈町）

資料としまして、参考資料の1ページに位置図を記載しております。図面上に
赤く記してある部分が、教育財産の町民テニス場敷として登録していた土地と
なりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告第3号の説明とさせていただきますので、
ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いしま
す。

各委員：ありません。

小林教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

それでは、報告第3号「専決処分の報告について／教育財産の所管換について」
を、承認致します。

小林教育長：日程5、報告第4号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、4月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であり
ます。なお、本件は、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関す
ること」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、
秘密会と致します。また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望
者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思っておりますが、いかがでし

うか？

各委員 : はい

【非公開案件】

小林教育長 : 秘密会を、解きます。

小林教育長 : それでは、報告第4号「専決処分の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

小林教育長 : 日程6、報告第5号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、4月1日付けの、「弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」であります。なお、本件も、「教育委員会に関連する 附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい

【非公開案件】

小林教育長 : 秘密会を、解きます。

小林教育長 : それでは、報告第5号「専決処分の報告について／弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」を、承認致します。

小林教育長 : 日程7、報告第6号「専決処分の報告について」を、議題と致します。

本件につきましては、4月11日付けの「弟子屈町スポーツ振興助成規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

なお、関連がございますので、日程8、報告第7号「専決処分の報告について」4月11日付けの「弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、一括して、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

川井田補佐 : それでは、報告第6号及び報告第7号につきまして、関連する専決処分事項となりますので、一括してご説明させていただきます。

今回の専決処分内容につきましては、全道組織である「公益財団法人北海道体育協会」が、平成31年4月1日より「公益財団法人北海道スポーツ協会」に名称が変更されたことに伴い、弟子屈町体育協会においても、弟子屈町スポーツ協会へと名称を変更する規約の改正について、平成31年4月10日に開催された弟子屈町体育協会定期総会において議決されたことにより、弟子屈町ス

ポーツ振興助成規則及び弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則 に規定されている「弟子屈町体育協会」の文言を「弟子屈町スポーツ協会」に改正したものであります。

報告第6号の専決処分書の1ページに弟子屈町スポーツ振興助成規則改正の新旧対照表、及び報告第7号の専決処分書の1ページに川湯屋内温水プール管理運営規則改正の新旧対照表を記載しております。また、参考資料の9ページから14ページまでに、改正前の規則の全文を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告第6号及び報告第7号の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

小林教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、報告第6号「専決処分の報告について／弟子屈町スポーツ振興助成規則の一部を改正する規則の制定について」と、報告第7号「専決処分の報告について／弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

小林教育長：日程9、議案第20号「弟子屈町立学校職員の自家用車公用使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第20号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。学校職員が、公務のために自家用車を使用する際の規程におきまして、3月26日付けで、北海道教育委員会から、道立学校職員の要綱改正と合わせて、各市町村教委に対して、同様に改正するよう通知がありましたので、今回、本規程の一部を改正するものであります。

それでは、議案書の、議案第20号のページをお開き願います。

議案第20号、弟子屈町立学校教職員の自家用車公用使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。弟子屈町立学校教職員の自家用車公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定するものとする。

平成31年4月25日提出 弟子屈町教育委員会教育長 小林俊夫

はじめに、参考資料の15ページをお開き願います。参考資料に、改正内容の概要を記載しておりますが、「公用使用の制限」として、「当該職員が運行前8時間以内飲酒している場合。」など、飲酒状況の確認について、明記しました。また、「使用の手続き」として、年度当初の「自動車検査証」などの確認を、「職員の申し出」から、運転免許証とともに、「原本確認と写しを添付」する

こととしました。併せて、事務処理負担軽減の観点から、一部様式の簡素化をしております。

続きまして、議案書の1ページと、参考資料の16ページをお開き願います。16ページの下らか5行目に、第4条として、「自家用車の公用使用承認の制限」を記載しており、(1)第1号から、17ページの(11)第11号に該当する場合、校長は、職員の自家用車の使用を承認してはならないと、規定しております。議案書に戻っていただきますが、新旧対照表のように、新たに(11)第11号を加えております。第5条の改正は、年度当初に、自動車検査証の提示などについて、加えております。また第4項から第7項につきましては、手続きについての記載でありますので、細かい説明は省略させていただきます。

次に、様式の改正であります。議案書の3ページと参考資料の19ページは、年度当初に教職員が校長へ提出する「公用に使用する自家用車届」で、道立学校職員の例にならい、改めたものであります。議案書の4ページと参考資料の20ページは、届け出を承認したときに、校長が整理する自家用車登録簿で、運転免許証などについて、写しを提出してもらうため、「原本確認」の欄を削りました。次に、参考資料の21ページにつきましては、校長が職員に対して、自家用車登録をしたと通知する様式ですが、口頭により通知することとなりましたので、削除いたしました。議案書の5ページと参考資料の22ページは、職員が、自家用車を公用で使用するときに、校長の承認を受けるための様式で、特に新しい様式で、右側の欄のように、飲酒状況に関して、詳しく確認することとなりました。

最後に、議案書2ページの附則であります。今回の議案が承認されましたら、「この訓令は平成31年4月25日から施行し、4月1日から適用する」とことといたします。

以上、議案第20号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

小林教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第20号「弟子屈町立学校職員の自家用車公用使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

小林教育長：日程10、議案第21号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。本件につきましては、「弟子屈町社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱」であります。なお、本件は、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」に

より、秘密会と致します。また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が、来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を、解きます。

小林教育長：それでは、議案第21号「非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

小林教育長：日程11、議案第22号「平成31年度弟子屈町奨学生の決定について」を、議題と致します。

本件につきましては、「個人の権利を侵害するおそれのあること。」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことに、したいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を、解きます。

小林教育長：それでは、議案第22号「平成31年度弟子屈町奨学生の決定について」を、承認致します。

小林教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いしたいと思います。

小林教育長：休憩します。

小林教育長：再開します。

最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認したいと思います。

元号が、「令和」になって最初の「第5回定例教育委員会」の開催日程につきましては、前回の定例教育委員会でお話ししたとおり、5月28日午前10時から、公民館研修室で開催いたします。よろしいですね？

第6回定例教育委員会は、移動教育委員会となって、奥春別小学校での開催で、PTAとの方々の意見交換もあります。6月26日、午前9時25分からと、いつもより1時間ほど早いのですが、日程を調整願います。従来どおりの移動教育委員会のときの内容となります。都合が悪ければ、次の27日となります

が、学校でも日程を組んでおりますので、できれば、この日で決定したいと思います
ますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい。

小林教育長 : 異議がなければ、6月は、26日ということで、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議「平成31年第4回定例教育委員会」を閉会いた
たします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確である
ことを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 小林 俊夫

弟子屈町教育委員会 委 員 金井 英明